

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ジェイ・イー・サポート確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第47条に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「ジェイ・イー」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 確認申請に係る建築計画において、避難安全検証法等別表第1の2、別表第11の2又は別表21の2に掲げる設計方法等による場合の手数料額は、同表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。

3 建築基準法施行令第81条第2項第2号イの規定に基づく構造計算（ルート2）を行った建築物の確認申請の場合で、建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる確認審査を行う場合は、別表第1の3（本社の業務区域）、別表第11の3（東京支店の業務区域）又は別表21の3（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。

4 確認申請書が提出された建築物が、建築基準法第6条の3第1項に基づく構造計算適合性判定を受けなければならない場合は、確認申請の構造審査と構造計算適合性判定機関の構造審査の調整を行うため、別表第1の4（本社の業務区域）、別表第11の4（東京支店の業務区域）又は別表21の4（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を第1項の手数料の額に加算した額とする。

5 審査の過程で、審査に多大な労力や費用を要するものは、別表第1の6（本社の業務区域）又は別表11の6（東京支店の業務区域）又は別表21の6（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を第1項の手数料の額に加算した額とする。

6 別表第1、別表第11又は別表21の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、算定するものとし、算定方法は、別表第2、別表第12又は別表22に掲げるとおりとする。

(1) 建築物の新築、改築、移転をする場合

① 新規に確認申請をする場合

② 計画変更の確認申請をする場合

③ ジェイ・イーが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合

(2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更を行う場合

① 新規に確認申請をする場合

a 同一棟のみの場合

b 別棟がある場合

② 計画変更の確認申請をする場合

a 同一棟のみの場合

b 別棟がある場合

③ ジェイ・イーが確認審査中であった計画を取り下げ、概ね同一の計画を再申請する場合

7 上記規定に当てはまらないものは、別途、見積りによることとする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条に規定する建築設備（建築基準法施行令（以下「令」という。）第146条第1項第1号に規定する昇降機に限る。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第5（本社の業務区域）、別表第15（東京支店の業務区域）又は別表25（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 建築基準法（以下「法」という。）第87条の2において準用する昇降機以外の建築設備に関する確認の申請に係る手数料の額は、別に定める。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物で令第138条第1項から第3項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、別表第6（本社の業務区域）、別表第16（東京支店の業務区域）又は別表26（福岡事務所の業務区域）に掲げるとおりとする。

2 令第138条第3項第2号に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は第2条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1、別表第11又は別表21に掲げる手数料を適用する。この場合において、別表第1、別表第11又は別表21の「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとし、築造面積の合計の算定については第2条第3項の規定を準用する。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第1、別表第11又は別表21に掲げるとおりとする。

2 別表第1、別表第11又は別表21の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、算定するものとし、算定方法は、別表第3又は別表第13に掲げるとおりとする。

- (1) 階数が3以上である共同住宅の2階床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程の場合
- (2) 建設地の特定行政庁が指定する工程の場合

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第6条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、第3項を除き完了検査申請一件につき、別表第1、別表第11又は別表21に掲げるとおりとする。

2 別表第1、別表第11又は別表21の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ算定するものとし、算定方法は別表第4、別表第14又は別表24に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の新築、改築、移転をする場合
- (2) 建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替をする場合
 - ① 同一棟のみの場合
 - ② 別棟がある場合

3 ジェイ・イーから仮使用認定を受けた建築物の完了検査申請に係る手数料の額は、完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積に

応じた別表第1、別表第11又は別表21の完了検査の欄に掲げる額に、別表第1の5（本社の業務区域）、別表第11の5（東京支店の業務区域）又は別表21の5（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を加算した額とする。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第7条 業務規程第32条に規定する建築設備（令第146条第1項第1号に規定する昇降機に限る。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第5、別表第15又は別表25に掲げるとおりとする。

2 法第87条の2において準用する昇降機以外の建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別に定める。

3 ジェイ・イーから仮使用認定を受けた建築設備の完了検査の申請手数料は、建築物の完了検査と同時検査の場合は5千円とし、別途検査の場合は、1万円とする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第8条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第6、別表第16又は別表26に掲げるとおりとする。

2 令138条第3項第2号に規定する自動車車庫に関する完了検査の申請に係る手数料の額は第6条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、別表第1、別表第11又は別表21に掲げる手数料を適用する。この場合において、「床面積」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

3 ジェイ・イーから仮使用認定を受けた工作物の完了検査の申請手数料は、建築物の完了検査と同時検査の場合は5千円とし、別途検査の場合は、1万円とする。

（仮使用認定に関する申請手数料）

第9条 業務規程第39条に規定する建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、申請部分の延床面積に応じた別表第1（本社の業務区域）、別表第11（東京支店の業務区域）又は別表21（福岡事務所の業務区域）の完了検査の欄に掲げる額に、別表第1の5（本社の業務区域）、別表第11の5（東京支店の業務区域）又は別表21の5（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を加算した額とする。

2 建築設備又は工作物に係る仮使用認定の申請を建築物の仮使用認定の申請と同時に行う場合の手数料の額は、当該建築設備又は工作物に係る別表第5又は別表第6（本社の業務区域）、別表第15又は別表16（東京支店の業務区域）若しくは別表第25又は別表26（福岡事務所の業務区域）に掲げる額とする。

また、建築設備又は工作物に係る仮使用認定の申請を建築物の仮使用認定の申請と別途に行う場合は、当該建築設備又は工作物に係る別表第5又は別表第6（本社の業務区域）、別表第15又は別表16（東京支店の業務区域）若しくは別表第25又は別表26（福岡事務所の業務区域）に掲げる額に、別表第1の5（本社の業務区域）、別表第11の5（東京支店の業務区域）又は別表21の5（福岡事務所の業務区域）に掲げる額を加算した額とする。

（検査に係る出張費・交通費）

第10条 中間検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合、別表第7（本社の業務区域）、別表第17（東京支店の業務区域）又は別表27（福岡事務所の業務区域）に掲げる検査については当該表に掲げる手数料を適用し、その他の検査については第6条から第8条の手数料の額に、交通費の実費相当額を加算する。

(手数料の減額)

- 第11条 ジェイ・イーが行う他の業務を確認又は検査とあわせて申請する場合の申請手数料については、別に定めることができる。
- 2 多量の申請が継続して見込める場合の確認又は検査の申請手数料については、別に定めることができる。
 - 3 申請の内容が繰り返し反復している場合、同一確認申請に係る建築物で複数回仮使用認定が申請される場合など、確認又は検査の時間が軽減される場合は、軽減される程度により申請手数料を減額することができる。

(手数料の増額)

- 第12条 第2条第1項の規定において、既存建築物の適法性について疑義があるもの、審査の途中で大幅な変更を要し再審査の度合いが大きいもの、敷地の安全性について土木的な安全の検討を要するもの、Midas i gen ,STAN/3D の構造計算ソフトを使用し構造の安全性を検討しているもの、施行令の規定を逸脱するため別途安全性を検討するもの、平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全であることを確かめるもの、その他の理由で審査に相当の時間又は困難な審査を要するもの、若しくは通常の審査では行わない予想外の審査事項がある場合は、確認の申請手数料を割増すものとする。
- 2 ジェイ・イーが行った建築物の確認処分に対して、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、または民事訴訟が起こされた場合は、確認処分後であっても別途手数料が生じるものとする。
 - 3 申請手数料を割増す場合の割増額又は別途手数料が生じる場合の別途手数料は、ジェイ・イーと申請者が協議して定めるものとする。

(手数料の納入等)

- 第13条 各申請書を受付した時、確認申請に係る引受承諾書又は検査に係る中間検査引受証若しくは完了検査引受証の交付と同時に請求書を発行する。また引受後前条第1項又は第2項の手数料が生じた場合は、その時点で請求書を発行する。
- 2 確認申請書の受付は、事前審査の質疑が2回終わった時に行うことを原則とする。
 - 3 手数料は、それぞれ確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付するまでに納入するものとする。

(再発行の手数料)

- 第14条 確認済証、中間検査合格証又は検査済証を再交付する場合の手数料は、1通につき5千円(税抜)とする。

(付則)

- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する
- | | | | | |
|----|---|-------|-----|-----|
| 改定 | ： | 平成17年 | 8月 | 1日 |
| 改定 | ： | 平成17年 | 10月 | 3日 |
| 改定 | ： | 平成18年 | 6月 | 1日 |
| 改定 | ： | 平成19年 | 7月 | 25日 |
| 改定 | ： | 平成19年 | 12月 | 25日 |

改定 : 平成 2 0 年 9 月 1 日
改定 : 平成 2 0 年 1 0 月 1 日
改定 : 平成 2 1 年 9 月 2 5 日
改定 : 平成 2 2 年 1 0 月 1 日
改定 : 平成 2 3 年 7 月 1 5 日
改定 : 平成 2 3 年 9 月 1 日
改定 : 平成 2 3 年 1 0 月 1 日
改定 : 平成 2 4 年 5 月 1 日
改定 : 平成 2 4 年 7 月 1 日
改定 : 平成 2 4 年 7 月 1 3 日
改定 : 平成 2 4 年 9 月 1 日
改定 : 平成 2 4 年 1 1 月 1 日
改定 : 平成 2 5 年 7 月 1 日
改定 : 平成 2 6 年 8 月 1 日
改定 : 平成 2 7 年 5 月 1 日
改定 : 平成 2 7 年 6 月 1 日
改定 : 平成 2 7 年 8 月 1 日
改定 : 平成 2 7 年 1 0 月 3 日
改定 : 平成 2 8 年 2 月 1 日
改定 : 平成 2 8 年 5 月 2 日
改定 : 平成 2 9 年 3 月 1 日
改定 : 平成 2 9 年 3 月 1 3 日
改定 : 平成 2 9 年 1 1 月 1 日